

平成 29 年 1 月

上天草市農業委員会会議録

平成 29 年 1 月 11 日招集

熊本県上天草市農業委員会

平成 29 年 1 月 11 日

午前 9 時 30 分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2 階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名について
- 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積事業計画案の承認について
- 日程第 8 議案第 5 号 非農地化について
- 日程第 9 報告第 1 号 農地形状変更届について
- 日程第 10 その他

2. 本日の出席委員は次の通りである。(18 名)

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	3 番 山口 勝喜	4 番 水野 美奈子
5 番 藤島 邦夫	6 番 木下 好生	7 番 小松野 勝	8 番 山田 了一
9 番 岩崎 國重	11 番 岩崎 庵	13 番 西本 清美	14 番 源 義通
15 番 岡部 公威	16 番 松本 光義	17 番 藤川 斎	18 番 森 和敏
19 番 山崎 辰雄	20 番 桑原 勝博		

(事務局)

局長 岩永 裕一	主幹 鉄釣 仁	主事 田島 伸吹	嘱託 大和 美奈子
----------	---------	----------	-----------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(3 名)

2 番 松岡 辰弥	10 番 元梅 信助	12 番 松岡 健二郎
-----------	------------	-------------

1 開 会

事務局(岩永)

明けましておめでとうございます。本年も、事務局をよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより、平成 28 年度第 10 回上天草市農業委員会総会を開会させていただきます。本日は、2 番松岡委員、10 番元梅委員が所用により、12 番松岡委員が病気により欠席です。農業委員会等に関する法律第 21 条の規定に基づき、過半数を超えていますので、本会が成立することをご報告申し上げます。本日は、会長が所用により挨拶のあと退席されますので、まず、会長より挨拶をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

会長(西岡)

皆さん、明けましておめでとうございます。

一同

おめでとうございます。

会長(西岡)

平成 29 年の輝かしい新春を迎えた中で、正月の定例総会ということで、皆さん方には、大変年始早々ご多忙の中に、本日の総会にご出席をいただきましたことを、本当に厚く御礼申し上げたいと思います。どうか、本年も委員の皆さん方、そしてまた事務局の皆さん方、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

昨年振り返ってみますと、本当に大変いろいろなことが起こりました。地震があり、あるいは阿蘇山が噴火をするし、大雪が降る、大雨、農業にとっては、大変厳しい年ではなかったろうかと思います。

どうか本年は、大変平穏な年であるように願わずにはおられません。そしてまた、我々農業委員会も、新しい農業委員会法に基づいて、本年度は組織再編をされるわけでございます。現在、熊本県下 45 市町村の中で、10 カ町村が新しい制度のもとに農業員委員会を発足されております。我々上天草市農業委員会といたしましては、本年度 3 月 31 日をもって、4 月 1 日から新体制に移行するわけでございます。皆さん方もご承知のとおり新しい農業委員も市長の切り替えに選任同意を出されて、全会一致をもって選任同意されております。そういうことで、新しい農業委員も選任通知が来て、皆さんもご承知だろうと思っております。

そういった中で、新しい農業委員会が 4 月から発足するわけでございますけれども、やはり今までの農業委員会の伝統というものは、大いに尊重しながら、そして、

新しい農業委員会に向けて皆さま方と共に力を合わせて、事務局共々4月からの新しい農業委員会に向けて、準備を進めていかなければという思いでございます。

大変今年は酉年ということで、大いに羽ばたく年であろうかと思えます。どうか委員の皆さん方も、今年1年平凡でそしてまたさらなるご発展を願いまして、簡単ではございますが、年頭のご挨拶に代えさせていただきます。大変、私事で申し訳ございませんが、もう一つ総会が10時からございますので、私も今から10時までに行かなくてはいけないということで、大変皆さん方には申し訳ございませんけれども、年始早々諸事情がありますけれども、退席をさせていただきます。そしてまた、議事進行につきましては、蓮田職務代理にお願いをいたしますので、どうか本日も総会がスムーズに取り行うことができますように、切にお願い申し上げます。どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

一同 (拍手)

会長(西岡) それでは、大変勝手ではございますが、私も10時から総会がございますので、退席をさせていただきます。どうも失礼します。

議長(蓮田) 皆さん、明けましておめでとうございます。

一同 おめでとうございます。

議長(蓮田) 今、会長が言われたとおり今年は酉年です。皆さんと共に、大空を羽ばたきながら、頑張りましょう。また、この一年が皆さまにとって、幸せな年でありますように祈念申し上げまして、私の挨拶とします。

先ほど、会長が言われましたように、会長が窮余退席されますので、私職務代理が新年度の1月定例会を進行させていただきます。どうか、最後までよろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長(蓮田) それでは、議事録署名を、11番岩崎委員、13番西本委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について

議長(蓮田)	では、議案に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(鵜釣)	はい。議案第1号、番号1番です。2ページをご参照ください。 申請人の住所氏名。申請人の方は大矢野町の個人の方です。物件表示、大矢野町登立地区字□□、地番△△△△番、地目畑、面積△△△㎡。申請人の経営状況、経営面積、田△△△△㎡、畑△△△△㎡、稼動力△、農機具、耕運機△、トラクター△。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件、書類審査をしましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということでもあります。通作時間も車で約△分程度であり、農機具等の状況からしても、要件をクリアしております。下限面積要件、農業委員会の定める下限面積40アールを上回っております。転貸禁止要件、申請人の方が自ら耕作されるとのことですので、転貸禁止には該当しません。地域との調和要件、周囲の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。席番7番小松野委員から、説明をお願いいたします。
7番(小松野)	はい。議案第1号の1番について席番7の小松野が説明いたします。 まず場所でございますが、図面の1ページ、2ページをご覧くださいまして、この○○○○の前の信号から、□□方面へ向かって次の信号を右折します。以前の○○を約△キロぐらい海の見える手前から右折をいたしまして、部落の中に入って行きまして、家並みを通過しまして、ちょっとひき上がった場所になります。ここが現地でございます。譲渡人、譲受人の関係につきましては、譲受人は大矢野町で○○業、農業を営んでおられます。譲渡人につきましては、大矢野で近年家を建てられていましたが、今回の申請地で野菜作りなどをやっておられました。それから、申請に至りましては、譲渡人は今回都合上、□□県のほうに移住されておるそうです。年齢的にもこちらにはもう帰ってこないという話を聞きました。譲受人との農地以外の物件と同時に所有権移転の農地の話がついたそうです。そのため申請されました。現地調査につきましては、寒い中お疲れでございました。境界も整備もされておりました。現地そのままの状態にて申請で問題はないかと思いますが、審議の方、よろしく申し上げます。以上です。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。議案第1号の1番について、何かご異議ございませんでしょうか。

一同	(異議なしの声あり)
3 番 (山口)	ちょっとよろしいでしょうか。
議長(蓮田)	はい。
3 番 (山口)	申請理由のところに、1、1と書いてあるけれども、贈与か売買か。
事務局(鉦釣)	すみません。これは私の記入ミスです。ここは売買になります。すみません。
3 番 (山口)	はい。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。では、議案1号の1番について、申請どおり、承認いたします。 では議案第1号の2番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(鉦釣)	はい。議案第1号、番号2番です。 申請人の住所氏名。申請人の方は松島町の個人の方です。物件表示、松島町合津地区字□□□、地番△△△番、地目畑、面積△△㎡。同じく、△△△番、地目畑、面積△△△㎡、合計△筆、合計面積が△△△㎡です。申請人の経営状況、経営面積、田△△△△㎡、畑△△△△㎡、稼動力△、農機具、耕運機△、申請理由は、贈与です。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件、書類審査をしましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということであります。通作時間も車で約△分程度であり、農機具等の状況からしても、この要件をクリアしております。下限面積要件、農業委員会の定める下限面積40アールを上回っております。転貸禁止要件、申請人の方が自ら耕作されるとのことですので、転貸禁止には該当しません。地域との調和要件、周囲の営農条件への支障はないと思われます。なお、補足説明としまして、本案件につきましては、平成28年10月総会時に農地法第3条案件で取り下げられており、翌月の10月総会時に非農地化の申請をされ、農業委員会では非農地化の許可を出しましたが、本人が法務局へ手続きされた際、法務局が直接現地視察を行うということで、視察されたところ、農地として容易に復元できると判断されたため、法務局のこの非農地化については取り下げられました。よって、今回の3条申請に諮りましたことを申し付けます。説明は以上です。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。席番14番源委員より、説明をお願いいたします。

14番(源)

はい。議案1号の2番につきまして、14番の源より説明をさせていただきます。昨日の現地調査、お世話になりました。

現地の説明ですが、図面の3ページ、4ページをご覧いただきたいと思います。現地は、国道△△△号線を松島町を□□向けに走りますと、〇〇〇を過ぎてから△△△メートルほどで左側に〇〇〇〇がありますが、そこから全く東側の方でございます。図面ご覧いただきたいと思います。先ほど説明がありましたように、非農地化での手続きの途中で取下げになったということでございますが、譲渡人と譲受人は親子の関係であります。登記上、今回のことで贈与ということで、またこれは贈与をお願いしたいということでございます。非農地化が、許可が下りなかったということで、譲受人として贈与を受けて当面の間、畑として管理をしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(蓮田)

はい、どうもありがとうございました。2番について今説明がありましたが、何か、ご意見ございませんでしょうか。

3番(山口)

すみません。

議長(蓮田)

はい。

3番(山口)

非農地化をして、農業委員会では許可をして、法務局で現地もまだ調査に確認に来るのですか。

事務局(鯉釣)

今回は、個人申請の非農地化の手続きを法務局にされたんです。これが、本来代証人さんなどがされる場合は、現況写真と状況写真と、例えば山の上などであれば航空写真を付けて、非農地化の手続きをされるのですが、今回申請人の方が個人で行かれて、その写真などを持って行かれなかったんです。その状況、現況が全く分からない状態での地目変更はできないということで、登記官が現場を見に来るということだったので、今後の指導としては、私たちも非農地化の案件につきましては、申請書に添付するのは当然のことなのですが、法務局に出される際は、必ず個人申請の場合は、写真を一緒に出してくださいということで、説明はしたいと思います。今回の案件を受けてですね。

3番(山口)

うちが、今年非農地化推進地区でそれで気になったんです。やはり気を付けて、農業委員会ではいいですよと許可を出しても、書類が揃っていないのであれば、法務局が調べに来たりなどするのは大変ですね。

(複数の声 あり)

事務局（岩永）	非農地化の説明が終わってから、登記申請されると思いますけれども、一応うちのほうから今航空写真のほうを最新のデータで作成していますので、それを一応、対象の登立地区については法務局のほうに一緒に渡します。
3 番（山口）	それが気になったから、尋ねたんです。
事務局（鵜釣）	ただおそらく個人申請で地目変更に行かれるときは、そのときはその人たちが写真を持って行くことは必要ないと思います。うちほうから、提供しているので、写真はですね。ただ、今回のこの非農地化はあくまでの一個人が非農地化の申請手続きなので、ちょっとそこが取扱いが違います。
3 番（山口）	はい、分かりました。
議長（蓮田）	他に、ご意見ありませんでしょうか。
一同	（異議なしの声あり）
	異議なしということで、よって承認いたします。
議長（蓮田）	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
議長（蓮田）	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について、事務局より、1 番をお願いいたします。
事務局（鵜釣）	はい、議案第 2 号、番号 1 番です。4 ページをご参照ください。 申請人の住所氏名、申請人の方は、松島町の個人の方です。物件表示、姫戸町姫浦地区字□□、地番△△△△番△、地目畑、面積△△△㎡。 なお、本案件につきましては、追認案件にあたります。転用目的、宅地拡張。事業計画、平成△△年△△月△日から同年△△月△日。事業資金、新たな事業資金は発生しません。権利の種類は、所有権移転です。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明します。農地区分、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地ということで、第 2 種農地と判断しました。一般基準、資金及び信用力、追認案件のため、新たな資金は発生しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、追認案件のため、該当しません。計画面積の妥当性、妥当な面積と思われます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況、関係者の同意書を確認しております。周辺の農地等に

係る営農条件への支障の有無、支障はないと思われます。なお、始末書は添付されていることを確認済みです。説明は以上です。

議長（蓮田）

はい、どうもありがとうございました。この担当は、1番私の担当であります。

1番（蓮田）

議案第2号農地法第4条1項1番について、席番1番蓮田が説明いたします。

現地は、△△△号線を松島から□□方面に向かいますと、途中□□地区がございます。今度、もう4～5年前、国道が〇〇〇〇ができたところから、ちょっと△△△メートルぐらい□□のほうに行ったところでございます。現地は宅地拡張ということで、現在見たとおり貨車のコンテナを今置いてあるところでございます。本人も農地法を知らずにこのようなことをして申し訳ないということで申しております。これについて、ここは2年ぐらい前に住宅が建ったところの隣になりますが、隣接の農地も申請者の農地で何ら問題はないかと思われます。補足といたしまして、排水雨水については、側溝があり何ら問題ないかと思われます。私から以上です。この件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。私から以上です。

議長（蓮田）

何か、ご意見ございませんでしょうか。

一同

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

異議なしということで、承認いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（蓮田）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より、1番を説明お願いいたします。

事務局（鍛釣）

はい。議案第3号、番号1番です。6ページをご参照ください。

申請人の住所氏名です。申請人の方は、京都市伏見区の個人の方です。物件表示、大矢野町中地区字□□□、地番△△△番△、地目畑、面積△△㎡。

申請内容及び事業計画。転用目的、個人住宅。事業計画、平成△△年△月△日から同年△△月△△日まで。事業資金、△△△△万円。権利の種類、所有権移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明します。農地区分、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と判断しました。一般基準、資金及び信用力、関係書類を確認し、事業費を上回っております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、許可後、直ちに着工

される予定であり、確実性が見込まれます。計画面積の妥当性、妥当な面積と思われます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況、関係者の同意書を確認しております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちらは該当ありません。説明は以上です。

議長(蓮田) どうもありがとうございました。席番8番山田委員、説明をお願いいたします。

8番(山田) はい。議案第3号の1番につきまして、席番8番の藤島が説明いたします。
場所の説明ですが、図面番号の9ページから14ページをご覧くださいと思います。場所は、〇〇から〇〇〇〇の方に向かいまして、それから□□□□本線を□のほうに向かいますが、その手前の〇〇〇〇のすぐ東側の裏側にあたります。一応、譲渡人は□□に在住していますが、移住ということでこちらのほうで、住まいを娘夫婦がこちらにおりますので、娘夫婦と一緒に住むということで、こちらに家を作ることになりました。現地につきましては、今まで自分の持っている土地の隣接地を少し拡張して、また家を作るということで、雨水排水等につきましても、別に問題がありません。特に、日照権等につきましても、周りに住宅が建っておりますが、別に問題ないかと思います。周りが全部荒れておりまして、先月も隣が出たのですが、今がこの場所がずっと出てくるのではないかと思います。皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。それと、昨日の現地調査、お世話になりました。

議長(蓮田) どうもありがとうございました。

1番(蓮田) では、補足といたしまして、席番1番蓮田が補足いたします。隣接の農地には、影響はないと思います。見たとおり荒れ放題でございます。また、隣接も、最近モダン住宅となっております、何ら問題ないかと思います。排水雨水は側溝があり、何ら問題はないかと思われます。私から以上です。

議長(蓮田) 何かご意見、ありませんでしょうか。

一同 (異議なし の声あり)

議長(蓮田) 異議なしということで、承認いたします。
議案第3号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(鵜飼) はい。議案第3号、番号2番です。
申請人の住所氏名、申請人の方は、熊本市東区の個人の方です。物件表示、大矢野町中地区字□□□□、地番△△△△番△、地目田、面積△△△㎡。

申請内容及び事業計画。転用目的、個人住宅。事業計画、平成△△年△月△日から同年△△月△△日まで。事業資金、△△△万円です。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明します。農地区分、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と判断しました。一般基準、資金及び信用力、関係書類を確認し、事業費を上回っております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、許可後、直ちに着工される予定であり、確実性が見込まれます。計画面積の妥当性、妥当な面積と思われます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況、関係者の同意書を確認しております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちら該当ありません。説明は以上です。

議長(蓮田)

どうもありがとうございました。席番8番山田野委員、説明をお願いいたします。

8番(山田)

はい。議案第3号2番につきまして、席番8番の山田が説明いたします。

あいにく、私の当たり年でございまして、場所の説明は、先ほどの〇〇〇〇から約△キロ△△△ぐらい行ったところの〇〇〇〇がありますけれども、そのすぐ近くにあります。譲受人と譲渡人につきまして、親子なのですが、その土地を借りて家を造るということでございます。先ほど説明がありましたように、そこは2種農地ということで、生産性が低い土地でありまして、娘が熊本市内のほうに居りますけれども、そこに帰ってきて家を造って生活をしたいと。そこは、場所的には、今タマネギを作っておりますが、実際そこは、夏場特に梅雨の時期には、この大矢野町でも一番つかる場所ではないかということで感じておりまして、基礎を少し上げなくてはいけないのではないのかなあという懸念もありますけれども、親の土地を借りて娘が造るということで問題ありません。また、排水等につきましても、すぐ後ろのほうに大きな水路がありますので、別に問題ありません。ご覧のように、日照権につきましても、周りには全然問題ないかと思います。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長(蓮田)

はい。どうもありがとうございました。

1番(蓮田)

席番1番蓮田が補足いたします。隣接の農地には、影響はないと思われます。また、排水雨水については、水路があり、何ら問題はないかと思います。私から以上です。

議長(蓮田)

何か、ご意見ありませんでしょうか。

一同

(異議なし の声あり)

議長(蓮田)

ないということで、承認いたします。どうもありがとうございました。

議案 4 号 農用地利用集積事業計画案の承認について

議長(蓮田)

議案第 4 号、農用地利用集積事業計画案について、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(田島)

はい。議案第 4 号について、番号 1 番から説明いたします。

初めに番号 1 番から番号 5 番までの借り手が同じですので、読みあわせ説明いたします。借り手、大矢野町の個人、経営面積は、△△△△△㎡です。

番号 1、利用権を設定する農用地、土地の所在、大矢野町中字□□□△△△△番△、地目田、面積△△△㎡。貸し手、□□市□□町の個人の方です。設定する利用権、内容、水田、期間、△年。賃貸借、10アールあたり△△△△△円、現金、再設定です。

番号 2、利用権を設定する農用地、土地の所在、大矢野町中字□□□□△△△△番△、地目田、面積△△△㎡。貸し手、大矢野町の個人の方です。設定する利用権、内容、水田、期間、△年。賃貸借、全体で△△△△△円、現金、再設定です。

番号 3、利用権を設定する農用地、土地の所在、大矢野町中字□□□△△△△番△。地目田、面積△△△㎡。貸し手、熊本市□区の個人の方です。設定する利用権、内容、水田、期間、△年。賃貸借、全体で△△△△△円、現金、再設定です。

番号 4、利用権を設定する農用地、土地の所在、大矢野町中字□□□△△△△番△。地目田、面積△△△△㎡。貸し手、大矢野町の個人の方です。設定する利用権、内容、水田、期間、△年。賃貸借、10アールあたり△△キロ、物納、再設定です。

番号 5、利用権を設定する農用地、土地の所在、大矢野町中字□□□□△△△△番△。地目田、面積△△△△㎡。貸し手、大矢野町の個人の方です。設定する利用権、内容、水田、期間、△年。賃貸借、10アールあたり△△キロ、物納、再設定です。

番号 6、利用権を設定する農用地、土地の所在、松島町今泉字□□□△△△△番△、他△筆。地目田、面積△△△△㎡。貸し手、□□市□□区の個人、借り手、松島町の個人、経営面積は、△△△△△㎡です。設定する利用権、内容、水田、期間、△△年。賃貸借、10アールあたり△△キロ、物納、新規設定です。

利用権の設定をする人△名、利用権の設定を受ける人△名。利用権設定面積合計△△△△㎡。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長(蓮田)

はい、どうもありがとうございました。何か、ご質問ありませんでしょうか。

一同	(異議なし の声あり)
議長(蓮田)	ないということで、承認いたします。
	議案第 5 号 非農地化について
議長(蓮田)	議案第 5 号、非農地化について、1 番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局(鵜釣)	はい、議案第 5 号、番号 1 番です。 届出人の住所氏名、大矢野町の個人の方です。物件表示、大矢野町登立地区字□□、地番△△△△番、地目畑、面積△△△㎡です。説明は以上です。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。席番 4 番水野委員、説明をお願いいたします。
4 番(水野)	はい。席番 4 番水野が説明をさせていただきます。昨日の現地確認、お世話になりました。ありがとうございました。 現地ですが、〇〇〇を出まして、右手のほうに走って行き、そこから信号をまた〇〇〇のほうに向かいます。この現地なのですが、今正面のモニターを見ていただいたとおりに海沿いになります。海のほうを見ていただきますと、ちょうど新しい〇〇〇が見えます。見てご覧のとおり、やはりもう竹やぶの状態でちょっと農地としては使えない状態であります。以上です。
議長(蓮田)	はい、どうもありがとうございました。何か、ご質問ありませんでしょうか。
一同	(異議なしの声あり)
議長(蓮田)	異議なしということで、承認いたします。
	報告第 1 号 農地形状変更届について
議長(西岡)	報告第 1 号、農地形状変更届について、事務局より、1 番について説明をお願いいたします。

事務局（鯨釣）

はい。報告第1号、番号1番です。

届出人の住所氏名。松島町の個人の方です。物件表示、松島町教良木地区字□□、地番△△△番△、地目田、面積△△△㎡。変更理由につきましては、深田による地盤の不作になります。説明は以上です。

議長（蓮田）

はい、どうもありがとうございました。席番16番松本委員、説明をお願いいたします。

16番（松本）

はい。昨日からの現地調査、ご苦労さまでございました。席番16番の松本が、報告1号の1番について説明をいたします。

説明がありましたように、田んぼが深田のような状態になりまして、イノシシあたりが非常に来て非常に荒らすということの中で、ちょうど機械が映っておりますけれども、場所的にはゴミ処理場のすぐ下でございます。というのも、ゴミ処理場の擁壁というか山崩れが起こって、現状の田んぼのほうに流れ込んでいるわけですが、その工事の廃土を埋め立てて畑状態で利用するというところでございます。審議方、よろしくをお願いいたします。

議長（蓮田）

はい、どうもありがとうございました。何か、ご質問ありませんでしょうか。

一同

（異議なしの声あり）

議長（蓮田）

はい。異議なしということで承認いたします。

これで一応終わりましたが、その他について、何かありませんでしょうか。なければ、その他の事務局よりお願いいたします。

事務局（岩永）

蓮田職務代理、このたびは長時間にわたり議事の進行ありがとうございました。

その他

（テープ終了）

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前10時02分

1

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成 29 年 / 月 / 日

上天草市農業委員会 会長

西 岡 光 雄

上天草市農業委員会 委員

岩 崎 庵

上天草市農業委員会 委員

西 本 清 美